

# 津市新斎場整備運営事業

## 実施方針

平成 24 年 4 月 10 日

津 市

## 目 次

I	特定事業の選定に関する事項	1
II	民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
III	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
IV	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	15
V	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	15
VI	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	16
VII	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	16
VIII	その他特定事業の実施に関し必要な事項	16
別紙1	土地利用計画図	18
別紙2	リスク分担表	19
様式1	実施方針説明会等 参加申込書	22
様式2	実施方針等に関する質問書	23
様式3	実施方針等に関する意見書	24

津市（以下「市」という。）は、津市新斎場整備運営事業（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）の規定に基づく事業（以下「P F I 事業」という。）として実施します。

本実施方針は、P F I 法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定に関する基本的な考え方を定めるものです。

## I 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名

津市新斎場整備運営事業

#### (2) 対象となる公共施設等の種類

斎場

#### (3) 公共施設等の管理者等の名称

津市長 前葉 泰幸

なお、本斎場は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項に規定する「公の施設」として位置付け、選定された民間事業者（以下「選定事業者」という。）を同法第 244 条の 2 第 3 項に規定する「指定管理者」として指定する予定です。

#### (4) 事業の目的

平成 18 年 1 月 1 日の新「津市」の誕生以来、市は、津斎場、久居斎場及び香良洲斎場の市営 3 斎場のほか、美杉地域にも 6 つの火葬場を有しています。このうち市営 3 斎場は、いずれの施設も建設から 25 年以上が経過し老朽化や将来の火葬需要への対応等の課題を抱えていることから、新たな斎場の整備に向けて取り組むこととし、施設整備の基本的な事項を「津市新斎場建設整備計画」（以下「整備計画」という。）として取りまとめました。

本事業を進めるに当たっては、整備計画に定めた 7 つの基本方針に基づき、民間の経営能力や技術的能力を活用して、公共サービスの一層の向上、効率的な施設整備及び維持管理・運営を図ります。

なお、事業の実施に際しては、事業全般にわたり地元経済への貢献を重視します。

## 【基本方針】

- 方針1 人生終焉の場にふさわしい施設づくり
- 方針2 環境にやさしい施設づくり
- 方針3 良質なサービスの提供と人にやさしい施設づくり
- 方針4 管理・運営がしやすい施設づくり
- 方針5 周辺地域と調和した緑豊かな施設づくり
- 方針6 災害に強い安全安心な施設づくり
- 方針7 効率的な整備手法を導入した施設づくり

## (5) 事業の内容

### ① 事業方式

B T O方式

### ② 事業期間

施設整備期間は、平成 25 年 4 月から平成 26 年 12 月までの 1 年 9 か月間とします。

また、維持管理・運営期間は、平成 27 年 1 月から平成 42 年 3 月までの 15 年 3 か月間とします。

なお、事業期間終了後の維持管理・運営について、必要に応じ選定事業者と協議することがあります。

### ③ 施設等の概要

ア 場所 津市半田 3247 番地

イ 敷地面積 約 50,000m<sup>2</sup> (別紙 1 参照)

ウ 斎場の機能

- ・火葬機能：告別、火葬、収骨を行う。
- ・待合機能：遺族等が待ち時間を過ごす。
- ・葬送機能：通夜、葬儀を行う。
- ・管理機能：事務、管理を行う。

エ その他

敷地内を新斎場建設ゾーンと環境整備ゾーンにゾーニングし、新斎場建設ゾーンには新斎場及び附属研修施設等を、また、環境整備ゾーンには、緑地公園等を設置します。

### ④ 業務範囲

選定事業者は、本事業の遂行のみを目的とする特別目的会社（以下、「S P C」という。）を会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として設立し、以下の業務を実施します。

なお、それぞれの業務の詳細は、要求水準書に示します。

- ア 施設整備業務
  - ・ 設計業務
  - ・ 建設業務
  - ・ 備品等整備業務
  - ・ 工事監理業務
  - ・ 既存施設（市環境事業課関係建物）解体・撤去業務
  - ・ 進入路整備業務
  - ・ 境界整備業務
  - ・ 環境整備ゾーン整備業務
  - ・ 附属研修施設整備業務
  - ・ 各種申請業務
  - ・ その他施設整備上必要な業務
- イ 維持管理業務
  - ・ 建築物保守管理業務
  - ・ 建築設備保守管理業務
  - ・ 火葬炉保守管理業務
  - ・ 植栽・外構・緩衝緑地維持管理業務
  - ・ 残骨灰・集じん灰処理業務
  - ・ 備品等管理業務
  - ・ 清掃業務
  - ・ 警備業務
  - ・ 環境衛生管理業務
  - ・ 環境整備ゾーン維持管理業務
  - ・ その他維持管理上必要な業務
- ウ 運營業務
  - ・ 予約受付業務
  - ・ 利用者受付業務
  - ・ 使用料収納代行業務
  - ・ 火葬業務
  - ・ 火葬炉運転業務
  - ・ 待合室関連業務
  - ・ 葬儀式場関連業務
  - ・ その他運営上必要な業務

⑤ S P C の収入

本事業は、合併特例債を活用することを前提に、サービス購入型によって実施するものとし、S P C の収入は、以下のとおりです。

なお、斎場の使用料（火葬炉使用料等）は、市の収入となります。

ア 市が支払うサービス対価

上記④に示す各業務を行うことに対して、市はS P Cにサービス対価を支払います。

施設整備に係るサービス対価については、市は、S P Cとの間で締結する事業契約書に定める額を、所有権移転時に一括払い金として支払います。

維持管理・運営に係るサービス対価については、市は、S P Cとの間で締結する事業契約書に定める額を、事業期間終了までの間支払います。

サービス対価は、物価変動があった場合には、契約に従って改定することがあります。

また、モニタリングの結果、事業契約書に定める要求水準が満たされていない場合、事業契約書の定めに従い支払額の減額、停止を行うことがあります。

イ 自動販売機等の収入

自動販売機等の設置を認めます。

自動販売機及び物品販売の収入は、直接S P Cの収入となります。

⑥ 事業のスケジュール（予定）

本事業におけるスケジュールは、次のとおり予定しています。

時 期	内 容
平成24年12月	仮契約
平成25年 3月	本契約（契約の議決）
平成25年 4月～ 平成26年12月	施設の設計・建設
平成26年12月	施設の引渡し
平成27年 1月	供用開始
平成27年 1月～ 平成42年 3月	施設の維持管理・運営

⑦ 法令等の遵守

本事業を実施するに当たっては、以下の法令等を遵守すること。

- ・ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）
- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ・ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・ 電気事業法（昭和39年法律第170号）

- ・電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- ・危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
- ・墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成元年三重県規則第 26 号）
- ・火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成 12 年 3 月火葬場から排出されるダイオキシン削減対策検討会答申）
- ・津市環境基本条例（平成 19 年条例第 5 号）
- ・津市建築基準法施行取扱規則（平成 18 年規則第 199 号）
- ・津市都市計画法施行取扱規則（平成 18 年規則第 194 号）
- ・官庁施設の基本的性能基準（平成 18 年国土交通省国営建第 156 号、国営設第 162 号）
- ・三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）
- ・三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成 13 年三重県規則第 39 号）
- ・三重県開発許可制度ハンドブック（三重県県土整備部建築開発室）
- ・その他関係法令等

## 2 特定事業の選定及び公表に関する事項

市は、以下の選定方法に従い、本事業を特定事業として選定することとします。

### (1) 特定事業の選定方法

本事業を P F I 事業として実施することにより、公共サービスの水準の向

上が期待できること及び事業期間を通じた効率的な施設整備、維持管理・運営が期待できることを選定の基準とします。

具体的には、次により評価を行います。

- ① P F I 事業として実施することの定性的評価
- ② 市の財政負担見込額による定量的評価（V F M）
- ③ 上記 2 点による総合的評価

(2) 特定事業の選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を速やかに市ホームページ等で公表します。



## II 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 募集及び選定方法

本事業への参加を希望する民間事業者（以下「応募者」という。）を広く募集し、事業の透明性及び公平性の確保に十分留意しながら、総合評価一般競争入札により選定事業者を決定します。

### 2 募集及び選定の手順

本事業における募集及び選定のスケジュールは、次のとおり予定しています。

時期（予定）	内 容
平成24年 4月	実施方針等の公表、説明会、意見等の受付
5月	実施方針等に関する意見等に対する回答
6月	債務負担行為の設定に関する議案の提出 特定事業の選定・公表 入札説明書等の公表・交付、説明会
7月	入札説明書等に関する質問に対する回答・公表 参加表明書、参加資格審査申請書類受付 参加資格審査結果の通知
10月	入札説明書等に関する質問に対する回答・公表 提案書の受付
11月	民間事業者（落札者）の決定及び公表
12月	仮契約の締結
平成25年 3月	契約議案の提出

### 3 応募者の参加資格要件

#### (1) 応募者の構成等

応募者は、本事業を実施する下記の企業（以下「構成員」という。）により構成されるグループとします。

- ① 火葬炉を除く斎場施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）
- ② 火葬炉を除く斎場施設を施工する企業（以下「建設企業」という。）
- ③ 火葬炉を設計、施工及び保守管理する企業（以下「火葬炉企業」という。）
- ④ 火葬炉運転業務及び火葬業務を行う企業（以下「火葬炉運転企業」という。）
- ⑤ 火葬炉保守管理業務を除く斎場施設等の維持管理を行う企業（以下「維持管理企業」という。）
- ⑥ 火葬炉運転業務及び火葬業務を除く斎場施設の運営を行う企業（以下「運営企業」という。）

このうち、

「建設企業が設計企業を兼ねること」

「建設企業及び火葬炉企業が維持管理企業や運営企業を兼ねること」

「火葬炉企業が火葬炉運転企業を兼ねること」

「維持管理企業が運営企業を兼ねること」は、いずれも可能とします。

なお、工事監理は、設計企業が実施することとします。ただし、建設企業が設計企業を兼ねる場合は、当該建設企業以外で工事監理を実施する者を、市の承諾を受けて別に定めることとします。

また、応募者は、構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めることとし、当該代表企業が応募手続きを行うこととします。

なお、応募者には、津市内に本社又は本店を置く企業を含むこととします。

## (2) 基本的な参加資格要件

### ① 応募者は、以下の要件を満たすこと。

ア 設計企業は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 建設企業のうち、1 者以上は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく土木・建築一式工事につき、特定建設業の許可を得ていること。

なお、土木一式・建築一式のいずれかの特定建設業の許可を得ている企業の組み合わせも可とします。

ウ 火葬炉企業は、火葬炉を自治体に納入・設置した実績のある者であること。

### ② 応募者の全ての構成員は以下の要件を満たすこと。

ア P F I 法第 7 条の 2 に規定する欠格事由に該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。

ウ 本市の競争入札参加資格者名簿に登載されており、指名停止措置を受けていない者であること。

エ 手形交換所による取引停止処分を受けていない者であること。

オ 次の各法律の各規定による各申立てがなされていない者であること。

- ・会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による整理開始の申立て若しくは通告

- ・破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産の申立て

- ・旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立て
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、手続き開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く）
- ・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て  
（ただし、手続き開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く）

カ 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準じる者でないこと。

### ③ 経営状況

(2)①イに定める特定建設業の許可を受けた建設企業のうち 1 者は、経営事項審査結果通知書(参加資格確認基準日の直前の決算期に対応するもの)の土木一式・建築一式の総合評価点が 800 点以上であること。なお、土木一式・建築一式のいずれかの総合評価点が 800 点を超える企業の組み合わせも可とします。

### ④ 納税状況

応募者の全ての構成員は、参加資格確認基準日までの過去 2 年間において、本店所在地において法人税、消費税、法人市町村民税、固定資産税の滞納をしていないこと。

### ⑤ 構成員の兼務等の禁止

一応募者の構成員が、他の応募者の構成員になることは認めません。また、応募者の構成員と資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の構成員となることは認めません。ただし、一応募者の構成員である火葬炉企業及び火葬炉運転企業が、他の応募者の火葬炉企業及び火葬炉運転企業となることは、この限りではありません。

なお、資本関係又は人的関係のある者とは、次に定める基準に該当する場合をいいます。

#### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ・親会社(会社法第2条第4項の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
- ・親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。

- ・一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合  
ただし、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- ・一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他選定事業者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同一視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑥ その他の参加不適格者

応募者は、以下の者を構成企業に含めないこと。

- ア 市が本事業に関するアドバイザー業務を委託した株式会社長大（同協力事務所として、東京丸の内法律事務所）又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係のある者
- イ 審査委員会の委員本人、委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係のある者

(3) S P C への出資条件

代表企業は必ず S P C へ出資することとし、その出資比率は出資者中最大となることとします。また、代表企業以外の構成員には S P C への出資を義務付けませんが、構成員の出資合計は全体の 50% を超えるものとしてください。なお、S P C の株式については、市の事前承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことはできません。

(4) 参加資格の確認

参加資格確認基準日は、参加表明書の提出日とします。ただし、落札者の決定までの期間に、応募者の構成員に応募者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、失格とします。

落札者の決定以降、契約締結までの期間に、落札者の構成員に応募者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、契約を締結しない場合もあります。

#### (5) 構成員の変更

参加表明書提出以降に、応募者の構成員の変更は原則として認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととします。協議の結果、市が妥当と判断した場合は、応募者の構成員は参加資格の確認を受けた上で提案書の提出期限までに変更及び追加を認める予定です。

提案書の提出以降、契約締結までの期間は、代表企業以外の構成員の変更については、当該変更後においても事業者の提案内容が担保されることを市が確認した場合には、変更を認めることがあります。詳細は、入札公告時に示します。

### 4 審査及び選定に関する事項

#### (1) 審査委員会

市は、学識経験者等で構成する「津市新斎場PFI事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置し、落札者決定基準に基づき応募者の提案を審査します。

なお、落札者の決定までに審査委員会の委員に対し、本事業について、事業者の選定に関し自己の有利になる目的のため接触等の働きかけを行った場合は、当該委員からの報告に基づき、入札参加資格の取り消し、又は失格とします。

#### 審査委員会の構成

委員長	奥野 信宏	中京大学総合政策学部教授
委員	笠倉 忠夫	名古屋産業科学研究所上席研究員
	大森 達也	三重中京大学現代法経学部教授
	寺島 貴根	三重大学大学院工学研究科建築学専攻准教授
	青木 泰	津市副市長

#### (2) 審査の手順及び方法

審査は、審査委員会において、提案書の計画内容による「定性的事項」と入札価格による「定量的事項」に基づき総合的に審査を行い、その結果に基づき市が落札者を決定します。

##### ① 参加資格審査

参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を応募者に通知します。

② 提案書類審査

「落札者決定基準」に従って、審査委員会において提案書類の審査を総合評価の方法により行います。

③ 審査事項

審査事項は「入札説明書」に添付する「落札者決定基準」に示します。

④ 審査結果

審査結果は、市ホームページ等を通じて速やかに公表します。

⑤ 著作権

本事業に関する提案書類の著作権は応募者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとします。ただし、選定事業者の提案書類は、特に市が必要と認める時には、提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

なお、選定されなかった提出書類については、それぞれの応募者に返却しないものとします。

⑥ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等に日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとします。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければなりません。

(3) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、提案の評価及び選定において、最終的に応募者が無い、あるいは、いずれの応募者の提案においても財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を特定事業として実施することが適当でないと判断された場合には、事業者を選定せず特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表します。

5 契約に関する事項

(1) 基本協定の締結

市は、落札者との間で、本事業に係る基本的な事項を定めた基本協定を締結します。

(2) S P C の設立について

S P C は、津市内に設立し、事業期間中は移転しないものとします。

(3) 事業契約について

市は、SPCと仮契約を締結し、津市議会の議決を経た後に事業契約を締結します。なお、事業契約書（案）については、入札公告時に示します。

### Ⅲ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、リスクを最も良く管理できる者が当該リスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とし、施設の整備、維持管理及び運営の責任は、原則としてSPCが負うものとします。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途SPCとの協議のうえ、市が責任を負うものとします。

#### 2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市とSPCの責任分担は、原則として別紙2に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書において定めます。

#### 3 事業の実施状況のモニタリング

市は、本事業が継続的かつ安定的に行われることを目的として、SPCが実施する施設の整備、維持管理及び運営について、定期的にモニタリングを行います。モニタリングの方法、内容等については、事業契約書において定めます。

##### (1) モニタリング

市が行うモニタリングに係る費用は、市が負担します。

##### ① 設計時

SPCは、設計内容について市から定期的な確認を受けるものとします。また、設計完了時には、市の承認を受けるものとします。

##### ② 工事施工時

SPCは、市から定期的に工事施工、工事監理の状況の確認を受けるものとします。市は、必要に応じて、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとします。

##### ③ 工事完成時

SPCは、施工記録を用意して、現場で市の確認を受けるものとします。

##### ④ 施設供用開始後

市は、定期的に業務の実施状況を確認します。

##### (2) サービス対価の減額等

市は、SPCの提供する施設の整備、維持管理及び運営に係るサービスが事業契約書に定める要求水準を満たしていない場合、是正を求めることができるものとします。なお、その後においても改善がなされず要求水準を満た



ないと認められるときは、サービス対価の減額、停止を行うことができるものとします。

#### IV 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

##### 1 施設の概要及び規模

###### (1) 建設地

津市半田 3247 番地（別紙 1 参照）

- ・用途地域：市街化調整区域
- ・建ぺい率：70%
- ・容積率：400%

###### (2) 土地の所有関係

市所有（事業期間中、事業者に対して無償貸付する予定です。）

###### (3) 新斎場建設地の面積

約 9,000 m<sup>2</sup>

###### (4) 市が想定する延床面積

約 5,000 m<sup>2</sup>

###### (5) 主な施設の概要

###### ① 火葬炉数

- ・火葬炉：12 基（内大型炉 1 基）
- ・動物炉：1 基

###### ② 葬儀式場

2 室

###### ③ 所要室

エントランスホール、告別室、待合室、事務室等

###### ④ 駐車場

#### V 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市とSPCは誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は事業契約書に規定する具体的措置に従います。

また、契約に関する紛争については、津地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

## VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1 事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) S P Cの提供するサービスが、契約で定めるS P Cの責めに帰すべき事由により市が提示する要求水準が満たされない場合又はその懸念が生じた場合、市は、S P Cに対して是正期間を明示し、是正策を提出させ実施を求めることができます。S P Cが当該期間内には是正することができなかつたときは、市は契約を解除することができます。
- (2) S P Cの財務状況が著しく悪化し、又はS P Cが倒産し、その結果、契約に基づく事業の継続的履行が困難と考えられる場合、市は契約を解除することができます。
- (3) 不可抗力その他、市及びS P Cいずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について協議を行います。

## VII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

S P Cが、P F I法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市は、S P Cが措置並びに支援を受けることができるよう努めます。

## VIII その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とします。

### 2 情報の提供

本事業に関する追加的な情報に関しては、適宜、市ホームページで公表します。

### 3 実施方針等に関する事項

#### (1) 説明会の開催

実施方針に関する説明会等を開催します。事前の申し込みは不要としますが、参加者は、当日、実施方針巻末の様式1を記入のうえ提出してください。参加人数は、1社2名以内でお願いします。

日 時 平成24年4月21日(土)、午後1時から

場 所 津市環境部環境事業課庁舎2階会議室(津市半田3247番地)

## (2) 意見等の受付

実施方針等に関する意見等については、本実施方針巻末の様式 2、3 に従って記載し、持参、郵送又は電子メールにより、平成 24 年 5 月 16 日（水）を期限として受け付けます。なお、電子メール送信後、土日祝日を除く 24 時間以内に電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに下記問い合わせ先に連絡することとします。また、持参又は郵送の場合は、MS - Excel で様式 2、3 を作成のうえ、当該データを納めた CD-R を添付してください。

なお、持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとし、郵送及び電子メールは、最終日の午後 5 時必着とします。

## (3) 意見等に対する回答

実施方針等に関する意見等に対する回答書を平成 24 年 5 月 31 日（木）以降に市ホームページに掲載します。

なお、意見等を寄せられた方には、内容確認のため、必要に応じヒアリングを行うことがあります。

## (4) 実施方針の変更

本実施方針の公表後において、民間事業者からの意見等を踏まえて、実施方針の変更を行うことがあります。その場合には、速やかに市ホームページで公表します。

### 受付場所（問い合わせ先）

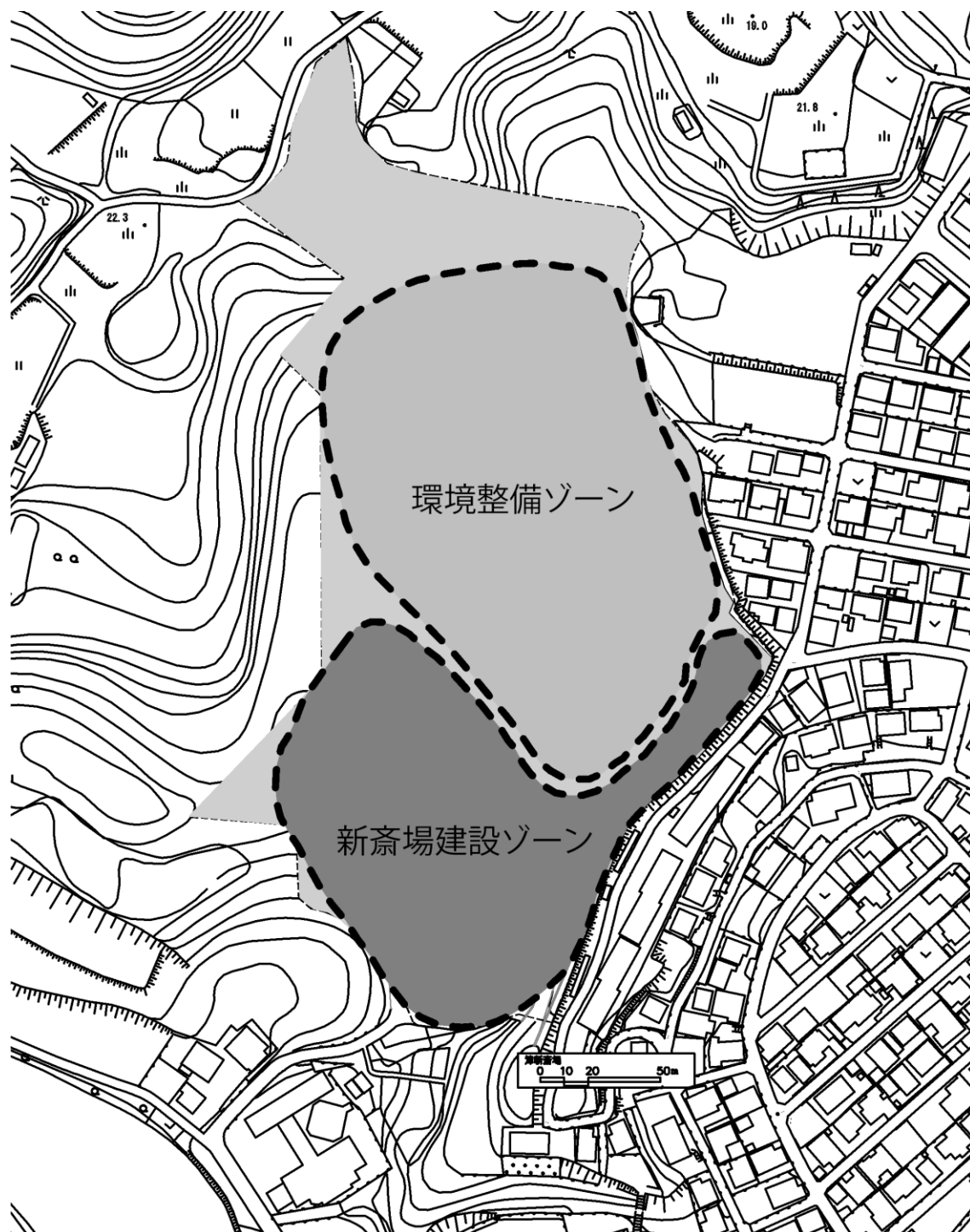
三重県津市市民部市民課新斎場建設担当（津市役所本庁舎 3 階）

〒514-8611 三重県津市西丸之内 2 3 番 1 号

TEL：059-229-3205

FAX：059-229-3366

電子メール：P5387@city.tsu.lg.jp



別紙2 リスク分担表

段階	リスクの種類	概要	負担者	
			市	事業者
共通	入札手続	入札説明書の誤り、入札手続の誤り	○	
	法令変更	当該事業に直接関係する法令の新設・変更等	○	
		その他広く民間一般に影響を与える法令の新設・変更等		○
	税制変更	民間事業者の利益に課される税制度の新設・変更等		○
		上記以外の税制度の新設・変更等	○	
	許認可取得遅延	市の帰責事由による許認可の取得遅延	○	
		上記以外の事由による許認可の取得遅延		○
	住民対応	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等	○	
		民間事業者が行う調査、建設、維持管理、民間の提案内容に関する訴訟・苦情等		○
	環境問題	民間事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、電波障害、有害物質の排出など）		○
	第三者への賠償	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
		民間事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
	事業内容の変更	市の政策変更により、事業の内容が変更される場合	○	
	物価変動	施設供用開始前の物価変動	○	○
		施設供用開始後の物価変動	○	○
	資金調達	事業に必要な資金の確保	○	○
事業の中止・延期	市の帰責事由により事業を中止・延期した場合	○		
	民間事業者の帰責事由により事業を中止・延期した場合		○	
構成員の能力不足等	民間事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		○	
不可抗力	不可抗力による損害	○	○	
契約前	入札費用	本事業への入札に係る費用		○
	契約の未締結・遅延	市の帰責事由による契約締結遅延等	○	
		落札者の帰責事由による契約締結遅延等		○

段階	リスクの種類	概要	負担者	
			市	事業者
調査・設計	測量・調査	市が実施した測量、調査に関するもの	○	
		民間事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	計画・設計・仕様変更	市の帰責事由により変更する場合	○	
		民間事業者の帰責事由により変更する場合		○
	調査費・設計費等の増大	市の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合	○	
		民間事業者の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合		○
	設計の完了遅延	市の帰責事由により遅延した場合の損害	○	
		民間事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		○
建設	用地の確保	本施設建設地の確保に関するもの（取り付け道路用地を含む）	○	
		本施設建設地以外の、本施設建設に要する用地（工事用借地等）の確保に関するもの		○
	用地の瑕疵	本施設建設地の土壌汚染などに関するもの	○	
		市が把握し、事前に公表した地下埋設物の処理に関するもの		○
		地下埋設物に関する上記以外のもの	○	
	地質・地盤	市が実施した地質調査等では予見不可能な地質・地盤状況により、工法、工期などに変更が生じた場合の追加費用	○	
	工事遅延	市の帰責事由によるもの	○	
		民間事業者の帰責事由によるもの		○
	工事費増大	市の帰責事由によるもの	○	
		民間事業者の帰責事由によるもの		○
	要求性能未達	本施設完成後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
	施設損害	工事材料、建設機械器具、引き渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○
工事監理の不備	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○	

段階	リスクの種類	概要	負担者	
			市	事業者
維持管理運営	運営開始遅延	市の帰責事由によるもの	○	
		民間事業者の帰責事由によるもの		○
	事業内容の変更	市の帰責事由による事業内容の変更	○	
	支払遅延・不能	市の帰責事由による対価の支払の遅延・不能によるもの	○	
	要求水準未達	民間事業者の行う維持管理運営業務の内容が契約書等に定める水準に達しない場合		○
	維持管理・運営費の増大	市の帰責事由によるもの	○	
		民間事業者の帰責事由によるもの		○
	施設等の損傷	市の帰責事由によるもの	○	
		不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷		○
	施設瑕疵	瑕疵担保期間内		○
		瑕疵担保期間終了後	○	
	技術革新リスク	技術の陳腐化によるもの		○
	情報流失リスク	市の帰責事由によるもの	○	
		民間事業者の帰責事由によるもの		○
需要変動	火葬件数の増減による使用料収入の増減	○		
	火葬件数の増減による光熱水費及び燃料費の増減	○		
	火葬件数の増減による維持管理運営業務に係る費用の増減	○	○	
移管	性能確保	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	移管手続き	事業の終了手続きに係る諸費用に関するもの		○

(様式1)

実施方針説明会等 参加申込書

出席者	会社名		
	所在地		
	所属		
	電話		
	ファクス		
	電子メールアドレス		
	参加者 氏名		
	※各社2名以内でお願いします。		
	説明会への参加企業名 公表の可否	どちらかに「○」を付してください。	
	※参加企業名一覧を、希望者へ公表します。	公表してもよい	公表しないでほしい



(様式2)

平成 年 月 日

実施方針等に関する質問書

津市新斎場整備運営事業に関する実施方針等について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	会社名・所属	
	担当者名	
	電話	
	ファクス	
	電子メールアドレス	
質問数		問

NO	資料名	頁	項目	質問等
1	(記載例) 実施方針	1	(記載例) I-1 (1) 事業名	
2				
3				

※1：質問は、本様式1行につき1問とし、簡潔にまとめて記載してください。

※2：質問数に応じて行数又は枚数を増やし、「No」の欄に通し番号を記入してください。

※3：「No」欄及び「頁」欄は、半角数字で記入してください。

※4：本様式の MS-Excel データは、津市ホームページにおいてダウンロードできます。

(様式3)

平成 年 月 日

実施方針等に関する意見書

津市新斎場整備運営事業に関する実施方針等について、次のとおり意見がありますので提出します。

提出者	会社名・所属	
	担当者名	
	電話	
	ファクス	
	電子メールアドレス	
意見数		問

NO	資料名	頁	項目	意見等
1	(記載例) 実施方針	1	(記載例) I-1 (1) 事業名	
2				
3				

※1：意見は、本様式1行につき1問とし、簡潔にまとめて記載してください。

※2：意見数に応じて行数又は枚数を増やし、「No」の欄に通し番号を記入してください。

※3：「No」欄及び「頁」欄は、半角数字で記入してください。

※4：本様式の MS-Excel データは、津市ホームページにおいてダウンロードできます。